

小福第238号
令和6年6月吉日

関係者各位

小山市役所保健福祉部福祉総務課長 伊澤 宏

「サービス利用調査面談対象者」及び「小山市障がい福祉サービス支援台帳」
の変更について(ご案内)

日頃より、小山市障がい福祉行政につきましてご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当課におきましては、障がい等をお持ちの方が、社会において自立更生できるような福祉サービスの提供に行っております。

この度、厚生労働省の「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定」に伴い、これまでサービス利用希望者全員に対し行っておりました調査面談をについて、令和 6 年6月 1 日より、下記の通り「居住系サービス」を除く「訓練等給付」サービスのみの希望者に対しては実施しないこととし、かつ提出を義務付けておりました「小山市障がい福祉サービス支援台帳」の内容の充実図り変更することとし、調査面談に替えて本人状況内容の情報把握に努めることといたしました。

ご多忙なところ誠に恐縮ですが、ご周知及びご協力いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

記

■調査面談を実施しない福祉サービス

1. 自立訓練(機能訓練及び生活訓練)
2. 宿泊型自立訓練
3. 就労移行支援
4. 就労継続支援(A 型)
5. 就労継続支援(B 型)
6. 就労定着支援

福祉総務課 障がい支援係
担当:寺内
電話:0285-22-9629